

前橋市建設工事総合評価審査委員会設置要領

(設置)

第1条 前橋市が発注する建設工事の品質確保を図ることを目的に、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素等を評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による入札を実施するにあたり、中立かつ公平、公正な評価を行うため、前橋市建設工事総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、総合評価落札方式に係る、次に掲げる事項について審議する。

(1) 落札者決定基準に関すること。

(2) 落札者の決定に関すること。

2 前項第2号の事項は、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて審議する必要がある場合に限り、審議するものとする。

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、建設工事に関する学識経験を有し、人格及び識見に優れ、公正かつ中立の立場を堅持できる者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

6 入札関連会社の顧問等特定の会社と密接な関係のある者又は本市の職員であった者は、委員となることができない。

7 委員が任期中に特定の入札関連会社と密接な関係のある者となる場合には、市長は、速やかに当該委員の改任を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、2名以上の委員が出席しなければ開催することができない。

3 委員会の会議は、非公開とする。

4 委員会の会議は、緊急を要する場合は、契約監理課長が書類を回議し、委員長の決裁を受けることをもって会議に代えることができる。

(委員の除斥)

第6条 委員は、第2条第1項に規定する事務に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある審議に加わることができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部契約監理課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年12月21日から施行する。
- 2 平成23年12月27日に委嘱された委員（当該委員が欠けた場合における補欠の委員を含む）の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成20年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。